

成年年齢18歳で何が変わるの？

～心配される消費者トラブルや、被害防止のため必要なこととは～

今年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。今までのように未成年を理由にして、契約を取り消すことは出来なくなります。その為、若者の消費者トラブルが増えるのではないかと心配されています。

成年年齢変更で、何が変わるのでしょうか。講座には、中学生や高校生の保護者かどうかを問わず、消費者被害やその防止に関心のある方なら、どなたでもご参加いただけます。消費者が泣き寝入りしないための消費者教育や、被害防止について考えてみましょう。

22年3月10日(木) 10:00～11:50

アイーナ 8階 812号室 参加無料



講師：**小笠原奈菜**さん

(おがさわら なな) 山形大学人文社会科学部教授 一橋大学大学院法学研究科修了。専門は民法。
山形県消費生活審議会では20年から委員長。
適格消費者団体「消費者市民ネットとうほく」理事。

会場 150人参加可 コロナ感染が拡大した場合は、講師は来場せずオンラインでの講演。会場参加人数も70名限定になります。

マスク着用・手指消毒をお願いします。

参加申し込み締め切り 3月3日(木)

◇会場に参加の方は、必ず以下の参加報告にて事前申し込みをお願いします。

◇当日はYouTubeでライブ配信も行います。

URL・QRコード <http://aomyu.jp/s20220310/>



主催：岩手県消団連・岩手県生協連 電話：019-684-2225

FAX：019-684-2227

締切：3/3

3/10 成年年齢引き下げ学習会 会場参加報告用紙

団体名・所属

記入者名

TEL

参加者数

他 名

※いただいた個人情報は、3/10 学習会参加集約と新型コロナウイルス感染の場合の連絡以外には使用しません。